

東京都港区芝浦3-8-10 MA芝浦ビル
一般社団法人カメラ映像機器工業会
代表理事 御中

CIPA DC-001 の入手に関する同意書

これは、カメラ映像機器工業会（以下CIPA といいます。）により策定された「PICTBRIDGE」と称される技術規格CIPA DC-001-2003（以下CIPA 規格DC-001 といいます。）に関連して、かかるCIPA 規格DC-001 を記述した規格書、Implementer' s Guideline、Logo Certification Guideline およびXML Schema（以下ドキュメント等といいます。）を入手するための同意書（以下本書といいます。）です。

本書をCIPA に提出する申請人（以下、申請人といいます。）は、本書に記名捺印することで本書に同意したことになり、ドキュメント等を入手するために必要な情報がCIPA から開示されます。

第1条（定義）

1. 本書において関係会社等とは、申請人が議決権総数の過半数を直接または間接に保有する法人および申請人の議決権総数の過半数を直接または間接に保有する法人をいいます。
2. 本書において許諾製品とは、CIPA 規格DC-001 に準拠した製品をいいます。
3. 本書において知的財産権とは、全世界の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権その他の知的財産権であって、出願中のものを含むものとします。
4. 本書において必須知的財産権とは、CIPA 規格DC-001 を実施する際に必須となる知的財産権をいいます。

第2条（ドキュメント等の開示）

1. CIPA は、申請人が本書をCIPA に提出し、かつ管理料として金50,000 円（消費税および地方消費税別）を、東京都港区芝5-33-1、三菱東京UFJ銀行田町支店の普通預金口座 No.0799683（口座名義：Camera & Imaging Products Association）に振り込んだ場合のみ、ドキュメント等を使用するために必要な情報を申請人に開示するものとします。ただし、申請人がCIPA の会員である場合は、前記金50,000 円の振込みは要しないものとします。
2. 申請人は、前項によりCIPA から提供された情報およびドキュメント等の内容について、関係会社等以外の第三者に開示または漏洩しないものとします。

3. 本条第4 項に定める声明書のCIPA への提出を条件として、ドキュメント等は、許諾製品を開発し、製造し、販売する目的のためにのみ、申請人および関係会社等に開示されます。申請人および関係会社等は、許諾製品を開発し、製造し、販売する目的のためにのみドキュメント等を使用（その範囲内での複製は認められます。）することができますが、許諾製品以外のものの製造、開発、販売等のためにドキュメント等を使用することはできません。
4. 申請人は、本書に添付された声明書をCIPA に提出するものとします。ただし、申請人がCIPA におけるDPS 分科会に入会している場合は、かかる声明書の本書に基づく提出は要しないものとします。

第3条（制限）

1. ドキュメント等は、予告なく改訂、修正、その他変更される可能性があります。
2. 申請人は、再使用許諾、譲渡、販売、頒布、リースもしくは貸与その他の方法により、関係会社等以外の第三者にドキュメント等を使用させることはできません。
3. 申請人および関係会社等は、本書に定めるほかドキュメント等の全部または一部を、複製、修正、改変、その他翻案等を行うことはできません。また第三者にこのような行為をさせてはなりません。
4. 申請人および関係会社等は、ドキュメント等に含まれる著作権表示を変更し、除去しもしくは削除してはなりません。

第4条（表明）

1. CIPA は、CIPA 規格DC-001 の作成にかかわった者から、他のCIPA 規格DC-001 採用者が同等の実施権または利用権の許諾に同意することを条件として、無償を含む合理的かつ非差別的な条件で、CIPA 規格DC-001 採用者に対して必須知的財産権の実施または利用を許諾する旨の声明書を得ています。
2. 前項の規定にかかわらず、CIPA は、申請人と必須知的財産権の権利者との間の交渉には一切関与せず、また両者間の許諾条件、その他許諾交渉の結果について、いかなる責任も負いません。

第5条（帰属）

1. ドキュメント等に係る著作権は、その内容によりCIPA またはCIPA のライセンサーに帰属します。本書に明確に定める場合を除き、ドキュメント等に関するCIPA またはCIPA のライセンサーの著作権、その他の知的財産権が、明示たると黙示たるとを問わず、本書によって申請人または関係会社等に譲渡あるいは許諾されるものではありません。

第6条（否認および免責）

1. ドキュメント等は、『現状のまま』の状態です。CIPA またはCIPA の会員、会員の子会社もしくは会員の関連会社のいずれも、CIPA 規格DC-001 およびドキュメント等に関して、商品性、特定の目的への適合性および非侵害の保証を含め、いかなる保証も、明示すると黙示とを問わず一切行いません。
2. CIPA またはCIPA の会員、会員の子会社もしくは会員の関連会社のいずれも、申請人のドキュメント等の使用または使用不能から生ずるいかなる損害（逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない全ての損害を言います。）について、適用法で認められる限り、一切の責任を負わないものとします。たとえ、CIPA またはCIPA の会員、会員の子会社もしくは会員の関連会社がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。
3. CIPA またはCIPA の会員、会員の子会社もしくは会員の関連会社のいずれも、CIPA 規格DC-001 およびドキュメント等の使用に起因して生じたまたは生じうる知的財産権に関する紛争について、防御、協力または補償する義務を負わないものとします。

第7条（期間）

1. 本書は、下記同意日に発効し、終了されるまで有効に存続します。
2. 申請人は、第2条にしたがってCIPA から提供されたドキュメント等を使用するために必要な報およびドキュメント等のすべてを廃棄することにより、本書を終了させることができます。
3. 申請人または関係会社等が本書のいずれかの条項に違反した場合、本書は直ちに終了します。この場合、申請人および関係会社等は、速やかに、第2条にしたがってCIPA から提供されたドキュメント等を使用するために必要な情報およびドキュメント等のすべてを廃棄するものとします。
4. 本書が終了した場合でも、第2条第2項、第3項および第4項、第3条、第4条、第5条、第6条、本条第3項ならびに第9条の規定は有効に存続するものとします。

第8条（通知先）

1. 本書に基づく申請人への通知は、次の宛先になされるものとし、宛先を変更する場合、申請人は、CIPA の標準化事務局に速やかに通知するものとします。

郵便番号： 所在地：

企業名、所属：

宛先：

電話： FAX：

Email：

第9条（準拠法）

1. 本書は日本国法に従って解釈されるものとし、本書に関連して生じたCIPA と申請人との間の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本書のいずれかの条項またはその一部が法律により無効であると決定された場合でも、その他の条項は完全に有効に存続するものとします。

上記に同意いたします。

年 月 日

申請人住所（所在地）：

申請人（企業）名称：

代表者またはその代理人：

印

年 月 日

CIPA DC-001 に関する声明書

一般社団法人カメラ映像機器工業会
標準化事務局 宛

申請人住所：

申請人(企業)名称：

代表者またはその代理人：

TEL：

印

当社および当社の関係会社等が所有するCIPA 規格DC-001 に関する必須知的財産権の許諾条件は下記 (①または②を選択) とします。ただし、いかなる場合であっても、CIPA 規格DC-001 の必須知的財産権について、被許諾者が同等の実施権または利用権の許諾に同意することを条件とします。なお、本声明書は、CIPA DC-001 の入手に関する同意書の要求に従い提出されるものです。

記

許諾条件：

- ① CIPA 規格DC-001 を採用する者に対して、合理的かつ非差別的な条件で、必須知的財産権の実施または利用を許諾する。
- ② CIPA 規格DC-001 を採用する者に対して、無償かつ非差別的な条件で、必須知的財産権の実施または利用を許諾する。

(①か②、どちらかを必ずご選択ください)

以上